

因分果分をめぐる法蔵教学の推移

館野正生

序——論考の目的

本論考は華嚴教学の円教、或いは別教一乘を解明せんとする目的から、法蔵教学を探究するものの一つであるが、それに当たってその範圍と姿勢を示すならば以下の如くとなる。

法蔵の全著述は大きく二つ、即ち後三教同一の視点から著述されたものと、華嚴円教の立場から著作されたものに分類できる。⁽¹⁾前者には例えば『十二門論宗致義記』『大乘起信論義記』などが該当し、後者は『華嚴五教章』『華嚴経探玄記』などが相当するが、このうち専ら後者の諸著述に基づいて解明を行うのが本論考の立場である。

しかしここに大きな問題が伏在している。それは法蔵の諸著作に立場的な変化が見られる、ということである。

これは例えば『華嚴五教章』に記される法界縁起の相である十玄門が、『華嚴経探玄記』など後期と見られる著作にお

いては改革が加えられ新十玄となっている、という点に如実に現れている変化である。このことを確認するため、その十玄門の改変のうち「唯心廻轉善成門」(以下「唯心門」と略)の除去の理由のみについてここで簡単に見てみよう。⁽²⁾

法蔵は『五教章』で、師である至相大師智儼の十玄門の項目をそのまま受け、簡単な解釈を加えているのであるが、その「唯心門」の項では、

此上諸義唯是一如来蔵自性清淨心轉也。
但性起具徳、故異三乘耳。⁽³⁾

としている。この一門が『探玄記』では除かれることとなるのであるが、その理由について清涼大師澄観は『演義鈔』巻一〇で、

今為三玄門、所以故不立之。(大正三六・七五中)

十玄門の根拠となる故である、と解釈しているのである。一方、鎌田茂雄博士は、

唯心廻転善成門が新十玄においてなくなったことは、法蔵の華嚴が、如来蔵自性清浄心を主となす起信論的な思想を脱却して、果上現の法門に徹し、絶対的立場にたつてこれを論じたからである。この立場からすれば、現実の事はすべて絶対の個となり、この現実の個物を除いて、真理はありえないとした。いわば現象の背後に形而上学的な実体を設定することを、全く拒否した態度である。この立場の徹底が、如来蔵心というような、理的な、実体的な感じをもつものが否定された結果、唯心廻転善成門が消滅した⁽⁴⁾。

と解釈しておられる。このように二つの解釈が挙げられているが、「唯心門」の除去はこの双方の理由が重なったものであると考えられる。ここで特に法蔵教学の変化に関連する点は、『五教章』で「唯心門」を釈したときの法蔵は、円教の法界縁起に終教レヴェルの「如来蔵自性清浄心」という判断を未だ混入させてしまうような立場であった、という点である。それは一心という真理を立てそこから現象が転ずると見る誤りであり、ここからただ一心即現象という立場へと移らねば華嚴円教とはならないはずのものである。この推移が「唯心門」の除去という点に顕著に現れているのである。

さて本論考は法蔵教学の基礎である果分不可説・因分可説を各著作に互って調査することによって、このような推移を探ってゆくことを目的とするものである。そこで次にまず『華嚴五教章』の記述から見て行くこととする。

(1) 穎川『華嚴五教章講讀』卷一（四左―五右）に拠る。例えば『起信論義記』は華嚴円教から終教の分齊である『起信論』を釈したものである、と筆者は解釈しているが、これについては権実教判、四宗判、五教判などの問題に繋がる複雑なものである故ここでは立ち入ることを避け、何れ機会を俟って考察したい所存である。

(2) これについては「法蔵の修道的側面——道元の体験的世界から——」（印仏研四三卷）で主問題に絡んでごく省略して記したが、十玄門全体の改変に対する考究は機会を改めて別に行う予定である。

(3) 『華嚴五教章』二九六頁（鎌田茂雄 大蔵出版）。大正四五・五〇七上。なお次章注(2)参照。

(4) 『中国華嚴思想史の研究』五五三頁（東京大学出版会 一九六五年）

一 『華嚴五教章』の因分果分

(一) 華嚴教学の大前提

まず法蔵若年期（四〇歳頃迄）の作と推せられる『華嚴一乗教分記』⁽²⁾（以下『五教章』と称す）の調査に入るが、ここには「建立乘」と「義理分齊」の二ヶ所に因分果分の記述が見られる。

ところで法蔵はその巻頭で、以下に述べられる十門の名を列挙した後、

今将開^ニ 釈迦^ニ 仏海印^ニ 三昧^ニ 一乘教義^ヲ。略作^ニ 二十門^ト。⁽³⁾

と、大前提として華嚴教学体系は「釈迦仏海印三昧一乗教義」であることを示しているのであるが、この点は因分果分に直接関連することから、すぐ後で再び触れることとしたい。

この大前提の文に続いて初門（建立乘）の説示に入るのであるが、そこにまず第一番目の因分果分の記述が見られる。

(一) 「建立乘」に見られる因分果分

初明^ニ 建立乘^者、然^レ 此^一 一乗教義^分 齊開^為 二門^ト。一^ニ 別教^ニ 同教^ト。⁽⁴⁾

と一乗教義を二門即ち同別二教に分け、続いてそのうち別教について、

初中亦^ニ 一^ニ 是性海果分^ト、当^レ 是^レ 不可説義^ト。何^レ 以^テ 故^ト、不^レ 与^テ 教相^レ 應^ト。故^レ 地論^ニ 云^フ 因分可説果分不可説^者 是也。

二^ニ 是縁起因分^ト、即^チ 普賢境界也。

此^レ 二無^ニ 一^ニ 全体遍収^{セリ}。其猶^ニ 波水^ノ 思^フ 之^レ 可^レ 見^ル。⁽⁵⁾

と、性海果分と縁起因分の二門に分ける。この性海果分とは究竟果証たる果満の仏の自境界、十仏の自境界として不可説なるものであり、また縁起因分とは因位の衆生を仏果へと導くために説かれるものであって、普賢菩薩の境地ゆえに普賢の境界といわれる。また性海果分は仏の自境界とされること

（因分果分をめぐる法蔵教学の推移（館野））

から、先に見た、大前提としての「釈迦仏海印三昧」に直結していると見え、更に説法である因分は「一乗教義」に結びつくものと受け取ることが出来る。故にこの「因分果分」は、別教一乗のみならず教学全体の基礎といひ得るものなのである。

さて、この「建立乘」に於ける因分果分の記述の特徴は、一つには別教一乗の「二門」としてのことであり、もう一つには最後に記される「此の二は無二にして全体編収せり。其れ猶波水のごとし。之を思うて見るべし」（因分と果分は決して別なるものではなく無二であり、二つで全体となり全てを収め尽くし、その無二である様は波と水の如きである。このことをよく考えて見て行かねばならない）という一文にある。ここでは便宜上「建立乘」での因果二分の記述を①と呼び、その特徴を①の特徴と呼んで行くことにする。

(二) 「義理分齊」に見られる因分果分

次に「義理分齊」中に示される因分果分は十玄縁起無礙法門義が説かれる最初に記されている。

十玄縁起無礙法門義第三。夫法界縁起乃自在無窮。今以^ニ 要門^ト 略撰^為 二^ト。一^ニ 者明^ニ 究竟果証義^ト、即^チ 十仏自境界也。二^ニ 者随^レ 縁約^レ 因^ト 弁^ニ 教義^ト、即^チ 普賢境界也。

初義^者 円融自在^{、一即一切、一切即一。不^レ 可^レ 説^ニ 其^レ 状^ト、二^ニ 耳。如^ニ 華嚴經中究竟果分国土海及十仏自体融義等^者 即^チ 其事也。不^レ}

レ論因陀羅及微細等。此当ニ不可説義。何以故、不ニ与レ教相應レ故。地論云ニ因分可説果分不可説ニ者即其義也。

問。義若如レ是、何故経中乃説ニ仏不思議品等果一耶。

答。此果義是約レ縁形対為レ成レ。因故説ニ此果。非レ抛レ究竟自在果。所ニ以然ニ者為下不思議法品等与ニ因位一同会ニ而説上故、知形対ニ耳。(7)

この部分での特徴は最後に記される問答中に見られる。つまり果分が不可説ならばどうして『華嚴経』の「仏不思議品」等に果が説かれているのか、という問いを立てそれに答えて、そこに記される果は縁に約し「形 対して」つまり因分果分の「対を形わして」（対となるものを顯して）「因を成ぜんが為の故に」（因位の衆生に仏果を成ぜしめようとするために）説かれた果であって究竟自在なる果について説かれたものではない、とし、その理由は「仏不思議品」等は「因位と同会にして説くが為の故」（仏が因位にある衆生と同一の会座にあって説法するための故）だからであり、対を形わしただけのものがあると知るべきである、と答えている、この部分である。つまりこの果分とは因位の衆生の仏果を成ぜしめんとするため、或いは説法のため、という因分として説かれた果分（形対の果分）である、と、因分中の果分が示されているという点に特徴があるのである。またこの記述はかえって因分の内容を示す文章と見える。それは因位の衆生を仏果へと導くた

めに説法されている、ということであり、より端的に述べるならば、因分とは仏の化導として説かれた言葉である、ということになる。

このようにここでは果分は因分としての形対の果分、因分は仏の化導の説法、ということが示されているのである。先と同様に便宜上この部分を㊸とし、その特徴を㊹の特徴と呼んで行くこととする。

(四) 向上門と向下門

このように仏と衆生という面を窺うならば、因分果分に二つの側面が見いだされることとなる。一つには向下門、即ち仏の側から見るならば、果分とは仏自身の体験の境界であり、因分とは衆生化導のために示される説法（言葉）であるということ、二つには向上門として修行者の側に立つならば、果分とは目標であり、修行者自身が達成すべき体験境界であり、因分とは果分に向かう手だてとして仏によって示された言葉である、という向上・向下の二門である。このうち法蔵が示す華嚴教学は前者に相当し、我々が因位の衆生として読む場合には後者である点に注意しなければならない。もしこれを混乱させてしまったならば、法蔵教学の因分としての在り方を失うことになってしまうからである。

(五) 『五教章』の因分果分の纏め

以上から、まず果分の内容について纏めるならば、一つに

は④に見られたように果分とは仏の自境界、即ち体験として不可説なるものである、という点。二つには⑤で述べられていた形対の果分——衆生を仏果へと導くため、つまり化導のために形対して(対立の関係を形^{あら}わして)因分として説かれた果分——となる。即ちここでは体験境界としての果分(不可説なる性海果分)と、化導として説かれた因分としての果分(形対の果分)の二種が見られるのである。

次に因分の内容は、衆生を仏果へと導くため化導として語られた言葉、とまとめられる。

加えて留意すべき点は、④の最後の一文に「此の二は無二にして全体遍収せり。其れ猶、波水のごとし。之を思うて見るべし。」(不可思議なる性海果分はそのまま縁起因分である)と記されるように因果二分の一体不二なる点である。「これをよく考えながら見なければならぬ」と法蔵が注意を促しているように、この性海果分と縁起因分が一体不二であるということとは先に述べた如く「釈迦仏海印三昧一乗教義」という、教学の大前提に通じ、華嚴教学の基礎となる重要なポイントなのである。

(六) 『五教章』の不足点

さてこの視点から『五教章』の記述を振り返ってみると、④では別教一乗中の二門として、果分は仏の境界(体験世界)、因分は可説なる普賢の境界とされ、更に両者は一体不二であ

るとされていた。これに加えて⑤の部分では因分として説かれた形対の果分と、化導の説法としての因分が示されていたのであるが、しかしここに説明の不足を感じるのである。即ち、果分はただ仏の自境界のみとして示され得るであろうが、因分は仏(仏境界||果)が説く言葉(説法)である故に果分とは決して別にならないもののはずであるので、因分が示される場合には必ず果分と無礙なる因分(果分としての因分)として示されなければならぬはずである。つまり④の部分では別教一乗を因分果分の二門に分け、果分不可説因分可説をいい、両者の無二に注意を促しているのであるが、因分が果分と無礙であるという点が語られないままに、果分・因分を示すのみの中途な解釈・分類が為されているに止まっているのである。また⑤の部分では因分としての形対の果分(因分としての果分)が示されているが、これもやはり化導のため、といわれるのみで不可説果分との無礙は示されていない。ここに『五教章』での因分果分の記述が未だ完成に至っていないと言い得る点を見るのである。

そこで、『五教章』以外の法蔵の著作ではこの因分果分の記述はどのように記されているであろうかを、推定される著作年代を逐って以下に探っていくこととしよう。

(1) 鎌田茂雄博士の推定に拠る。詳しくは『華嚴五教章』

(二三—二四頁、大蔵出版) 参照。なお吉津宜英博士は『十

二門論宗致義記』を六八五―六八七の法蔵四三歳から四五歳ごろとし『五教章』をそれ「以前と考えるが、これはテキスト成立に関して種々の問題点があるので、更に考究が必要であると思う」となざる。（『華嚴一乘思想の研究』第二章第三節「法蔵の著作について」一四五頁）

- (2) 『華嚴一乘教分記』は和本の巻上、中の題名である。この題名の問題を含んだテキストについての詳細な研究は吉津宜英博士の「華嚴五教章の研究」（『駒沢大学仏教学部研究紀要』第三六号、昭和五三年三月）、『華嚴一乘思想の研究』第三章第二節「華嚴五教章」のテキスト論（大東出版、一九九一年）を参照。尚、鎌田博士は『華嚴一乘教分記』が元の名称、唐代の俗称が『華嚴五教章』、宋代に『華嚴一乘教義分齊章』と名付けられたのであろう、と語っておられる。本論考では原文は和本に従い、名称は通称の『五教章』を用い、典拠については鎌田茂雄博士の『華嚴五教章』（『仏典講座』二八、大蔵出版、一九七九年）に拠り、参考として大正蔵經本の頁数を入れておく。

- (3) 『華嚴五教章』五一頁（大正四五・四七七上）
 (4) 同右・五九頁（同右）
 (5) 同右・六四頁（同右）
 (6) 十仏の自境界とは『華嚴經』卷三七「離世間品」（大正九・六三四下）に説かれる行境の十仏（一仏身上の功德により一〇に分けたもの）のさとの境界のこと。
 (7) 『華嚴五教章』二四六頁（大正四五・五〇三上）

二 『華嚴經文義綱目』の因果

(一) 「釈經題目」の因大・果大

次に『華嚴經文義綱目』での因分果分を見ることにする。⁽¹⁾まず全体を十門に分けたうちの第二「經の題目を釈す」では、「大」に十義を挙げて釈す中、六の「因大」で「二有り」とし、

初生因。如_レ前五位説。二了因。如_レ普賢品等説。（大正三五・四九四中）

としている。この「前の五位の説」とは、四の「位大」で、
 如下明難品已去至第六会説中彼五位。謂信大・解大・行大・願大・証大等也。（同前）

としたものを指しているのであるが、ここではこれだけの説明であり判然としない。因みに『冠註五教章』巻中一（二四右）に、生因とは修行のこと、了因とはその結果としての証と積されているが、もしこれに従うならば、ここでの記述は因大の中に因と果が含まれていることを記していると見ることができよう。

続いて七の「果大」ではまた「二有り」として、

一随縁果。如不思議品等説。二自体果。如經中果分不可説。一者是也。（同前）

とするが、随縁の果は『五教章』の形対の果に符合し、自

体の果は不可説なる性海果分に当たるものと見ることができよう。

この「釈経題目」での因大は、もし『冠註五教章』の生因了因の説明に従うならば『五教章』の不足点を補足できたものといえ、果大の説明も不可説なる性海果分と、因分としての形対の果分の双方がそろっており、欠けるところがないようである。

(二) 「宗趣を明かす」中での因果

次に第三「宗趣を明かす」段での記述に移る。ここで法蔵はまず「総」として、古徳が宗趣を挙げる中、光統律師慧光の「因果縁起理実」に依ってこれを宗趣とし、⁽³⁾約文と約義の二門に分けて釈するのであるが、そのうち後者に以下の如く述べられている。

二約義。或因果俱因。以約縁起故、此通一部。

以果分不可説故、或因果俱果。以起即不起故。因相尽

故、約理実也。

或前俱果。因以是所起故。或後俱因。果以是所依本故。

由是縁起理実故。

或因即果、果即因。因非果、果非因。因是因、果是果。因非

因、果非果。如是、無障無礙。人法教義等皆准此知。(同・四

九五上―中)

このように因果を「縁起」「理実」「縁起理実」の三面から釈している。初めの「縁起に約す」は、因果俱に因であるとする

因分果分をめぐる法蔵教学の推移(館野)

る立場で、『華嚴経』全体に通ずるといふものであるが、これは因分としての形対の因果を語ったものである。次の「理実に約す」では、果分不可説の故に因果俱に果であるとし、起の本来は不起であり、因の相が尽きている様とするが、これは全くの不可説性海果分であり、そこに相が尽きた因を捉えているのである。次に「縁起理実に由る」では、前は因果俱に果、因は果の所起なるが故、後は因果俱に因、果は所依の本なるが故と、前の二つ(不可説果分中の因分果分、縁起因分中の因分果分)を合わせた立場を示している。ここには明らかに『五教章』の見解を補足した立場(果分に因果、因分に因果を見る立場)が見られ、それ故にこの部分の最後に、「因即果、果即因……是くの如く無障無礙なり」と因果の無障無礙、つまり果分そのものとしての無礙が説かれているのである。この点からのみではあるが『文義綱目』は『五教章』より後の著述であろうことが窺われるのである。

(1) 吉津博士は「次に『文義綱目』は、先の『華嚴経伝記』に引いてあった『華嚴綱目』が相当すると考えられるが、逆に本書にも「新集華嚴伝」大正蔵三五・四九三中」として引かれ、相互に引用されていることになる。『文義綱目』の内容をみると地婆訶羅に言及するが、実叉難陀には触れていないので、ほぼ『華嚴経伝記』と同時の撰述、つまり長寿年間(六九二―六九四)と仮定しておきたい(前掲書一四一頁)となさっておられる。また、小林実玄博士は「法蔵の一乗教

義の論成について——『華嚴五教章』の撰述に関する試論——」で『五教章』との対比から同時期の撰述と考えるのが妥当と結論されている（『龍谷大学論集』第四〇〇・四〇一合併号、二三三頁、一九七三年三月）。なお古くから指摘されているように、『文義綱目』の最後には十玄門が記されているが、これは『五教章』と同じ「古十玄」である。

(2) 『探玄記』巻一（大正三五・一二一上二四行—中）にも「大の十義」を記す。

(3) 尚、法蔵は『探玄記』巻一（大正三五・一二〇上）に至り、この光統律師の宗趣を「此れ義具わると雖も然るに猶未だ不顯なり」と斥け、「因果縁起理実法界」を宗趣として立てるのである。

三 『華嚴経義海百門』の因分果分

次に『華嚴経義海百門』に移り調査を試みたいと思う。しかしこれについては古来疑われていないようだが、果たしてこれが法蔵の著作であるかどうか疑わしい点がここには見受けられる。この点に関しての詳しい考察は他日に譲ることとして、取り敢えずここでは本論考に関する点のみを探って行くことにしたい。

さて「体用顯露門第五」の五「因果を弁ず」に因果が以下の如く記されている。

五弁^ニ因果^者、塵^即是縁起事相現前^為因、即事体空不可

得^ナ是果^{ナリ}。果不^レ異^レ因、全^ニ以^テ因満^ニ稱^ス為^ル果也。由^ニ因不^レ異^レ果、全^ニ以^テ果円^ニ稱^ス之^ヲ為^ル因也。若^シ因不^レ得^レ果、果亦非^レ果也。若^シ果不^レ得^レ因、因亦非^レ因也。皆同時成立、無別異。故^ニ是故初^ニ發心時便成正覺。成^ニ正覺^ニ已^ニ乃^ハ是初^ニ心。經云、初發心時便成正覺、悉与^ニ三世諸如来^ニ等^シ。(大正四五・六三二—中—下)

まず「因は事相の現前」「果は事体の空不可得」と、事の方面から相と体に当てて釈し、次に「因満は果」「果円は因」として因果の不異を示し、続いて「皆同時に成立して別異無し」と因果の同時成立、無別異をいい、その理由として「初發心時便成正覺」の文を挙げ、初發心^ニ因、成正覺^ニ果としていっている。この様に事の相と体に因果を当て「初發心時便成正覺」を経証に挙げるなど、因位の方面に重きが置かれた解釈が為されていると見受けられるのであるが、しかし殊に注目すべきは、ここでは因分が可説であり果分が不可説であることも、性海果分が仏の自境界で、そこへ導くために説法されたものが縁起因分であって、それゆえ果分即因分である、という構造も全く見られない点である。また因果の語はこの一ヶ所で見られるのみであり、他所では「因」が用いられることはあっても、「果」は全く使われていないのである。このように『義海百門』全体を見渡しても教学の基礎としての因分果分には全く言及されておらず、この点のみに目を向けるだけでも『義海百門』が法蔵の著作とは言い難いことを想定

しうるであろうと思われるのである。

ところで、「因果」の語に代わって数多く見られるのは「理事」である。例えば巻頭の「縁生会寂門」第一だけを見ても「序文」で「理事之門方曉」(六二七上)、二「入法界」で「理事無礙」(同・中)、六「示隱顯」で「事顯而理隱」(同・下)と記されている。またこの理事について「鎔融任運門第四」の一「理事を会す」(六三〇中)では相_{||}事、性_{||}理とした上で「一切の事は事として理に異ならずして塵中に全現す」と融合を語っているが、これは先の「因果」と同じ記述方法である。

ここでは因果が述べられている僅かな部分だけを見たにすぎないが、これだけでもこの『義海百門』が『五教章』に記載される華嚴教学の基礎としての因分果分という立場から離れた著述であるとして取ることができよう。

四 『華嚴經旨帰』の因果

(一) 説經仏第三の因果無礙

次に『華嚴經旨帰』⁽¹⁾に移る。まず第一に「説經仏」第三の七「因果無礙」では、

七因果無礙者、謂於_レ身分及毛孔_レ、現_ニ自舍那往昔_レ本生行菩薩行_レ所受身及所成行事_レ、亦現_ニ十方一切菩薩身雲及行_レ。經中仏眉間_レ出_ニ勝音等塵数菩薩_レ。(大正四五・五九一中)

因分果分をめぐる法蔵教学の推移(館野)

舍那仏が曾て自らの身によって行った行、成就した行事(行った事柄)などを現する、というようにここでは舍那(果)と行(因)の無礙が説かれているのであるが、この文章で気付かれるのは舍那が主となって自分の本生行・菩薩行、または十方一切の菩薩の身雲・行などを現しているということ、つまり一切は舍那の現じたものと見ている点である。これは以上の著作では見られなかった見解であり、法蔵教学の大きな変化を感ずるのであるが、これについては後の「海印三昧」について述べる項目で更に考察を加えることにしたい。

今の文章の最後に挙げられた『華嚴經』の文は、「説經衆」第四の五「奇特衆」で再び挙げられているが、ここも因果について述べられている段であり、

……又如_ニ仏眉間_レ出_ニ勝音等_レ仏、世界塵数_レ菩薩_レ、以_レ表_ニ因果無礙_レ故、又表_ニ從_レ証起_レ教_レ故。(五九二上)

と「因果無礙」が「從証起教」と示されているのであるが、同じ經証を挙げていることから鑑みるならば、舍那仏が主となり、それに従って「教を起す」ということが示されているはずである。

(1) 吉津博士は提雲般若が載初元年(六九〇)或いは永昌元年(六八九)に訳出した『華嚴經不思議境界分』を引用している点を挙げ「天授二年(六九一)ごろに撰述されたと考えられ、この場合には寺号の西崇福寺とあることも矛盾しない」(前掲書一四〇頁)とされている。

(二) 顯經義第七の因果一對

次に「顯經義」第七で十対を以て「所標の法を明かす」中の五「因果一對」では、以下のように記されている。

五因果一對。謂弁菩薩生・了等因、及現如来智・断等果。亦是普賢円因、舍那満果。(五九四上)

菩薩の生因・了因を弁じ、如来の智果（菩提）・断果（涅槃）を現ずることがそれぞれ因・果であり、普賢の円因、舍那の果満と当てているが、この「顯經義」第七の序文で、

浩汗無涯 撮為十対、用以統収。(同右)

と、十対で全体を統べ収めるとしており、これはそのうちの「一對」であるゆえ、この部分は普賢円因・舍那果満の因果一体なる様を述べたものである。

以上で示された因分果分は、構造的には因の中に生因・了因を見、更に因果無礙が示されており不足はないと見える。がここで特徴的なことは、果としての盧舍那仏が、因全てを現じている（果即因）として点である。これは『五教章』で十仏の自境界（果分）と普賢の境界（因分）とされていたことが、ここでは舍那満果と普賢円因となっていることに絡み重要な点であると思われるので、これについては後で改めて検討を加えたい。

(三) 理事無礙

ところでこの『旨帰』では「因果」と共に「理事」が並行

して説かれている。例えば、今の「顯經義」第七で示された十対のうち、二の「理事一對」では、

二理事一對。謂縁起事相及所依真理。(五九四上)

縁起の事相と、その拠り所としての真理の謂であるとしている。この説明からは事相の方面をいう場合には「理事」、仏果とそこへ導く化導という用の面をいう場合には「因果」と受け取ることができるようであるが、これ以外にも更に「釈經意」第八で法相円融の所因を十種語る中の第十「法性融通力故」に於いては、

十法性融通力故者、謂若唯約事相、互相礙不可則入。若唯約理性、則唯一味不可則入。今則理事融通、具斯無礙。(五九五中)

と理事の融通が述べられるが、これは因分果分の無二無礙に通ずる内容である。更にこの文に続いて理事を詳しく釈し、最後に事法界・理法界を述べているのであるが、このように「理事」が「因果」よりむしろ詳しく説き記されていることが『旨帰』の特徴の一つとして挙げられるのである。この点については今回は踏み込まないが「因果」「理事」「性起」など類似の語がどのように扱われているのかについては諸著作に当たって詳しく調査すべき問題であると思われるので、近い将来の課題としたい。

(四) 海印三昧

加えてもう一つ『旨帰』の特徴として「海印三昧」が挙げられる。「説経仏」第三の四「依起無礙」には、

四依起無礙者、如下此所現雖無功用、皆依海印三昧之力、而得顯現上。經云一切示現無有餘、海印三昧勢力故。

(五九一上)

と「海印三昧勢力の所現」が記され、その海印三昧は「説経衆」第四の初「果徳衆」では、

初果徳衆者、謂尽法界一切諸仏皆在舍那海印中現、同於此会共説華嚴。(五九一下)

「舍那海印」とされている。これは『五教章』の巻頭で「釈迦海印三昧」とされていたところからの変化と見えるので、次の記述と絡めて考察してみよう。

(五) 盧舎那仏内の普賢・釈迦

「説経衆」第四の二「常隨衆」で、

二常隨衆者、如普賢等十仏世界微塵數等大菩薩衆、是盧舎那内眷屬故、動止常相隨、周遍一切微塵道処、於華藏界助成能化、顯一乘法。

如舍利弗等千二百五十比丘与釈迦仏、亦常相隨、於娑婆界助顯揚化、説三乘等法故。(五九一下)

一乗の法を顯す普賢等十仏・塵數の大菩薩と、三乗等の法を説く舍利弗等千二百五十比丘・釈迦仏とは盧舎那仏の内の眷屬であることが明かされているのであるが、これは三乗等の法を説く釈迦仏、一乗を説く普賢等十仏、それを大きく包む

因分果分をめぐる法蔵教学の推移(館野)

盧舎那仏という關係を示しており、ここに、法蔵が『五教章』の巻頭でその教学全体を「釈迦海印三昧」とし、また果分を「十仏の自境界」としたこと、それを大きく包む「舍那海印」或いは「盧舎那仏」への変化が見られるのである。この「盧舎那仏」の視点はこの項で考察してきた全ての文章に当てはまることや、この『旨帰』に改変の加えられた十支門(新十支)が述べられていることから教学の推移が窺われ、法蔵に於ける大きな変化の後に著された作であろうことが推定されるのである。

(六) 体験としての教学体系

さて、右の部分の文章に関して加えて述べるならば、以下の点が導き出されよう。即ちこの盧舎那仏内としての、普賢等十仏(一乗)・舍利弗等の比丘と釈迦(三乗等)という構造は、海印三昧(果分)中の華嚴教学(因分)という教学の構造に等しいものである。つまり仏の世界と教学体系は重なり合っているものであり、このことから仏の世界を体験することに因って教学の構造が打ち立てられているということを確認することができ、法蔵の教学体系建立の背後に法蔵自身の修道体験が隠れていることを窺うことができるのである。

五 『華嚴經探玄記』の因分果分

(一) 十住・十行・十廻向の説分中に説かれる因分果分

(1) 十住・十行

『華嚴經探玄記』では、特に「十地品」を積する中に因分果分が記されているが、それ以外では十住・十行・十廻向を解釈する中などに見られる。これらの中、まず巻五の十住の説分（説明部分）の積から見て行こう、

第五説分者、十住有二分、一果分円融不可説。二因分、随説有二分、一約普賢自体行。二約普賢位相。此有二分、一阿含位、如此品説。二証位、如十地品説。今此正説阿含位。（大正三五・一九七下）

十住を果分円融不可説と因分の二分とし、因分は普賢自体行と普賢位相に分けている。更にこの位相に阿含位と証位を分け、前者はこの十住品で説かれる位、後者は十地品の説であるとしている。

次に巻六の十行の積中では、

第五説分中積十行有二分。一果分。同性海平等不可説。故此中不レ論。二因分。約縁随説有二重。一唯約此位行。如仁王經及本業經等説。二唯明自体普賢行。如下普賢行品説。此不依位。三以自体行從位而説。即如此中長行所説。四会攝位相。從於自体円融之行。如下偈中説。今説分中唯弁後二。（同・二一八中一下）

十行位も果分と因分に分けられるのは当然であるが、ここでは因分の説明が詳しくなっており、四つに分けられている。順に示すと、

一、十行位のみ（仁王經・本業經）

二、自体普賢行のみ（不依位：普賢行品の説）

三、自体行を位に従えて説いたもの（この品の長行部分で説く）

四、位相を自体行に従えた円融の行（この品の偈の部分で説く）

このようにこの十行位では普賢自体行と位相の各々が各々に従ったものが説かれ、具体的には『仁王般若經』や『菩薩瓔珞本業經』等で示される位相が説かれている、ということである。

(2) 十廻向

次に巻七の十廻向の積中（同・二四四上—中）では、

第五説分中、但大廻向位有二分。一果分。当不可説。非此所論。二因分。随説有二。四。

として、この四つは、

一唯約位相、如始終教説。瓔珞本業經等弁。二唯約自体。如普賢大廻向行不依諸位。

そして三に、

三以行体從位門階差説。如此下文。分廻向為十門。者是。

つまり「位門が主であり行体がそれに従っている」。四は、四以位門隨行体円融説。如下。一位中攝一切位。第十

即至究竟法界因円満者是。

「行体が主でそれに位門が随っている」という四つであり、
続いて、

今此文中正弁後二兼撰前二。

と先の十行と同様であるが、異なるのは「後の二に前の二門
を撰している」点である。加えて、

亦内撰果分准思之。

「この積中には果分を収めている。このことを基準として考
えなさい」と、因分に対する積がそのまま果分に対するもの
であることを述べ注意を促しているが、ここで因果の無礙が
示されることとなる。

さて、次に「十地品」を積する中に記される果分因分の検
討に入りたいと思うが、この部分で法蔵は、世親が『十地經
論』で用いた義大・説大(それぞれ果分因分に当たる)の解釈を
使っているので、まずその『十地經論』に記される世親の解
釈を簡単に見て、その後法蔵の解釈の検討に移る。

(一) 『十地經論』の義大(果分)・説大(因分)

『十地經論』とは、『十地經』に対する世親の注釈である
が、これは第一章で検討を加えた『五教章』の④の部分に、

故地論云因分可説果分不可説者是也。(1)

或いは⑤に、

地論云因分可説果分不可説者即其義也。(2)

因分果分をめぐる法蔵教学の推移(館野)

と述べられていた如く、「因分可説・果分不可説」という言
葉の典拠となる文献である。

さて、この『十地經論』の「因分可説・果分不可説」と
は、『十地經』で金剛藏菩薩が十地を説き始める直前に説く
偈頌に対して世親が解釈を加えた、その中で示されるもので
ある。

この金剛藏菩薩の偈は十偈から成っているが、これを世親
は五偈ずつ二つに分け、前半を義大(義の面で優れている)、後
半を説大(説の面で優れている)として解釈を加えてゆくのであ
る。その世親の言葉で「義大」が表されているとされる前半
の五偈では「非言辞所説」「言説不能及」「十地義如是、不可
得説聞」(大正二六・一三三中)などと記されるように、不可説
の義が表されているが、この義大の偈について解釈が述べら
れた後、後半の説大の積に入ったその初めで、

前言十地義如是不可得説聞。今言我但説一分、此
言有何義。(一三三下—一三四上)

と問いを起こし、それに答えて、

是地所撰有二種。一因分、二果分。説者謂解釋。一分者
是因分。於果分爲二分。故言我但説一分。(一三四上)

と語られ、このように世親によって「果分不可説・因分可
説」が示されているのである。

さて、この世親の義大説大の分類に拠って法蔵は『華嚴經』

「十地品」に記されるこの偈を釈しているので、今一度『探玄記』に返って見てゆくこととする。

(1) 『華嚴五教章』六四頁。(大正四五・四七七上)

(2) 同右、二四六頁。(同右・五〇三上)

(三) 「十地品」釈中に説かれる因分果分

頌中有三十三頌半二分。初七頌半明義大、後六頌明説大。此二大義略作四門。一定名。二弁相。三明可説不可説。四釈文。(1)

と、ここでは義大・説大を四つの部門から釈していくとしているが、今はそのうち第一の「名を定む」と、第三の「可説不可説を明かす」、そして第四「文を釈す」を見てゆくことにする。

(1) 卷一〇(大正三五・二九五中)。尚、ここで法蔵は偈頌を一三頌半としているが、これは單純に偈の数に数えた場合であり、内容から分けた場合には法蔵も一〇偈としている。

(1) 「名を定む」中での因分果分

まず初めの「名を定む」では義大説大の意を定める。「義大」は、

初中所詮故所以故名之為義。深故広故名之為大。謂義則大故名為義大。(大正三五・二九五中)

とされ、ここで「義」は所詮・所以(原因、理由)・深・広と

同じことであり、「義は則ち大」と更に大とも同じであると定められているが、これは簡単に所詮||義||大とまとめられる。

次に「説大」については、

義表故顯境故名之為説。因於此説得彼義故、教從所詮亦名為大。此即大之説故名為説大。(同前)

つまり「説」は義が表わされたもの、境を顯したものの、義を得るためのものであり、説かれる教が所詮即ち義に従っていることが優れた在り方として「大」が添えられる理由であるとし、それゆえ最後に「此即ち大の説なるが故に名づけて説大と為す」と記されているのであり、更に先に義||大とされていたことから、「大の説」とは義の説と同じ意となるのである。

この記述でも説すなわち因分について、義即説つまり果分即因分が示され、また説に因って義を得る、という向上門としての役割もあわせて記されているのである。

次に三、義大説大の「可説不可説を明かす」に入る。

(2) 可説不可説を明かす中での因分果分

次に「可説不可説を明かす」(二九五下)では、

三明可説不可説者。先就義大、次約説大、後弁双融。と、「義大」「説大」「双融」の三つに則して説明されてゆく。

そのうちまず「義大」は、果海・証処・本智、つまり果・

証・智に分け、そのそれぞれに可説不可説を当てて積されるのである。

最初に、義大の「果海」の可説不可説に約す中では、

一 約ニ果海。可下以ニ総標、令中人、知有、名、為ニ可説。不可指斥、示人、名、不可説。

果海の可説とは「総て標わすことによつて人に縁起の世界を知らせることができる」であるがこれは「果分としての因分」であり、「果が指さして人に示すことができな」という果海の不可説とは「果分不可説」である。このようにここでは果の可説・不可説(因分・果分)が示されており、ここだけでも『五教章』の不足が補われた記述となっているのである。

次に二、義大の「証処」の可説不可説に約す中では、

二 約ニ証処。既、此所証離相離、名、還云、此法不可説。聞、以、此遺言之言、当、彼法、故名、為、可説。有言、斯遺、故名、不可説。

既に証せられたところは相を離れ名を離れている、そのような境界である。がその上「この法は説くことも聞くこともできない」と説くのは「遺言の言」即ち所証の法の言葉であるからであり、これが証に約しての可説であり、所証の法に適わない有言ならば「遺る」故に不可説である。とここでは不可説果分と一体の因分が示されている。

次に三、義大の「本智」の可説不可説に約す中では、

因分果分をめぐる法蔵教学の推移(館野)

三 約ニ本智。謂以ニ遮詮、令、解故名、可説。直詮不、逮、故不可説。撰論云、無分別智離、五相、謂、熟睡昏醉等。以、直詮不、到、故、約、遮詮、以示、彼法。

即ち「本智によつて詮わして」(遮詮)人に理解させるのが可説で、「本智そのままを表すことはできない」(直詮逮ばざる)ゆえに不可説である、とし『撰論』を証拠に挙げている。

以上「義大」の可説不可説を明かす中では、可説は「遺言の言」(所証の法に適った言葉)または「遮詮によつて理解させる」と、因分が果分に即すものであることが語られ、不可説とは「不可指斥示人」「有言斯遺」「直詮不逮」と、言説を超えたものと示され、「果分としての因分」と「不可説果分」が説かれているのである。

続いて「説大」の可説不可説が「後得智」「加行智」「所寄の法」の三に約して積される。まず「後得智」については、約ニ後得智。隨事行相、可、以、言分、是、即、可、説。是、出、世、間、故、不可説。後得智の、言によるものは可説、出世間であれば不可説であるとする。

二の「加行智」に約しては、

二 約ニ加行智。謂、是、意、言、觀、故、是、即、可、説。觀、中、行、相、言、不、至、故、名、不可説。又、諸、法、自、相、皆、不可説。諸、法、共、相、皆、是、可、説。此、一、門、通、一

切法「准レ之」。

全ては意言であると観ずる意言観のゆえに可説、観中の行相に言葉が至らないことを不可説とし、諸法の自相が不可説、共相が可説とする。

次の三「所寄の法」に約しては、

三約ニ所寄法。可ト以ニ寄レ此表示ニ令一人解ニ十地ニ故名ニ為ニ可説。不可レ以レ此即為ニ十地ニ名ニ不可説。

法に寄せて表示して十地を理解させるのが可説、十地とすることができないのが不可説とする。

以上のようにこの「説大」の「可説不可説」では、説大（因分）中の可説・不可説、いわば因分中の因と因分中の果（形対の果分）が説かれているのである。

次に「双融」についての可説不可説が示されるが、これは、

三就ニ双融ニ中。此上六中各説即無説、無説即説、無二俱融。准思可レ見ル。

と、右で分けた六つのそれぞれについてその双融を語るものである。

又果海離レ縁故不可説。所証就レ縁是即可説。二所証非レ修故不可説。能証修起ニ是則可説。三正証離レ相故不可説。後得帯レ相是則可説。四後得無分別相、不可説。加行有ニ意言ニ故是則

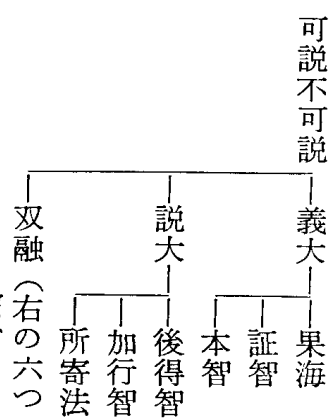
可説。五加行観無分別、故不可説。寄レ法表レ地是即可説。

と、以上で示した可説・不可説を纏め、最後に、

此上不可説皆各不異於可説。以ニ真理普遍ニ故。可説不異不可説。以ニ縁・修無性ニ故。是故下文雖レ説一分ニ義亦不レ少。故論云ニ如実満足撰取、故意在ニ於此ニ思レ之可レ見ル。

と、可説不可説の不異、即ち果不異因・因不異果なることを示しており、因分果分の無礙を語っているものである。

(1) この段は多少複雑な構成となっているが参考のため図示すれば以下の如くである。



「双融（右の六つの双融を説く）」

(2) この「遺言の言」は道家の文献に見られる「無言の言」などに等しいものと思われ興味深い問題を孕んでいるので機会を俟って追究したい所存である。

(3) 説大の積文中の因分果分

さてこの後『探玄記』は文を積す（積文）に入っていくのであるが、その後半、説大の偈頌の第一句を積するところで因分果分が取り上げられているので次にその部分を取り上げる

ことにする。

前中初一句是総言。是事雖為難者、是事謂牒前義大之事。雖者是不定之辭。謂此地法有其二分、果分雖不可說、然因分可說。故論經云我但說一分。謂因分於果為一分一故。(二九八下)

と、この十地に因果二分が有ると言い、これに続いて「此二分義諸説不同」(因分果分の義に諸説がある)として「有るが説かく」と四人の説を挙げる。例えば、二番目の有る人は、

地前因行為因分。地上証智為果分。とするが、

此品豈説地前法耶。故知不然。

と簡単に斥け、更にそれに加えて、

若約諸地加行等為因、正証為果、亦少分得。(以上同前)

少しは良いだろう、とする。

このようにして四人の説を挙げ、それをみな斥けた上で自らの積を説いて行くのである。まず、

今積有三兩重。(二九九上)

と、二つに分けるが、先ず第一の積では「此十地有二分」として、

一就実十地。唯仏所知、仏智所行名、為果分。上論云此智是誰証。偈云「仏智所行」故。又上文云「智起」仏境界故。又上加分中言「不思議仏法」。又如「鳥跡」所依「太空」為「果海」等。(同前)

因分果分をめぐる法蔵教学の推移(館野)

と記されるが、要するに「就実の十地」とは仏境界としての不可説果分を謂うものである。次に二の「随相の十地」は、

二随相十地。菩薩所知、菩薩所行名、為因分。

と菩薩の所知・所行である因分を謂うものである。続いてこの二つをまとめて、

是即果分玄絶。当不可説。因分約機是即可説。此義通二部經中大意。

問。若爾菩薩証智豈可説耶。

答。教説修中満足修等是也。(同前)

とするが、ここでは果分不可説・因分可説ということが述べられるにすぎない。なお因みに、最後の問答の「教説修中の満足修」とは、この後の偈文を積する中で述べられるものであって「教説修」とは「実智、真を証するは指陳至らず。言を仮りて寄顯するが故に教説修という」(同・二九九上)もの、「満足修」とは教説修を二分した中の一つで「根本智に拠る」(二九九下三行)ものようであるが、法蔵の説明ははつきりせず分かり難いものである。

次に十地の因分果分を積する第二は、第一積と同様に「二有り」とし、

一約妙智。正証智如境、離相離言故、名果分。即不可説。如下彼鳥跡同於虚空不可説也。(二九九上)

妙智に約して果分不可説を示し、次に二には、

約ニ方便寄法、顯ニ地差別。如ニ下文、初二三地宮、同世間、四五六地同ニ二乗二等。又寄ニ禪支道品諸諦緣生ニ以顯ニ地別、令下衆因ニ此表ニ解ニ地義。故名ニ因分。如ニ空中跡、約レ鳥說異、名、為ニ因分、同レ空無別、名、為ニ果分。一跡通レニ故為ニ二分。(同前)

この最後で、鳥の飛んだ跡と空の関係を述べているのは『十地経』の偈頌に示された比喻を用いているのである。この「一跡二通」（二つの跡が因分果分の双方に通じる）は一見『五教章』の④の部分で示された波と水の喩えと同じと見えるが、しかし『五教章』の喩えは波（因分）・水（果分）のみであるのに対し、この『探玄記』では、鳥の飛んだ跡を中心に、鳥（因分）・空（果分）の関係が述べられている。これは、続く文章中に、

問。約レ鳥約レ空跡皆離レ相、云何有ニ可說有ニ不可說。
答。跡雖レ離レ相就レ鳥得レ說。就レ鳥得レ說所說常離也。跡同ニ虚空ニ理、不可說。所況地智准レ此可レ知。(同前)

「跡は虚空に同じて理として不可說」とされているように、跡 \parallel 不可說果分、鳥 \parallel 果分としての因分、空 \parallel 因分としての果分という関係であり、不可說果分と、それと一体の因分、因分として語られる果分の構造が揃って示されていることになっ

四 『探玄記』の纏め

さてこれで『探玄記』に記される因分果分に対する考察を

終わるが、以上見てきた如く『五教章』に窺われた不足点はここでも補われ解消され、更に詳細に積されているのである。なお『旨帰』で見た「盧舎那仏」については以上の因果二分に関する部分の文章には現れていない。この点については『探玄記』が大部の著である故に、他所にも目を配って探せねばならないのであるが、今回は因果二分の考察故にこれに関する文章に目を留めることのみにして終わることにし、別の機会に譲りたい。

結

最後に全体を振り返って総括してみよう。

(一) 因分果分の不足点

『五教章』の因分果分の記述には構造的な点での不足が見られたが、これを他著に当たってみると、『五教章』に近い成立と推せられている『文義綱目』で既にその説明不足は補われており、その他今回見た限りのものでも補足された説明になっていたことが判った。つまり『五教章』だけにその不足が見られるわけである。『五教章』は古来華嚴教学の綱要書として極めて多くの注釈を生み、基本文献とされている反面、テキスト的に複雑な経緯を持ったものであることはかねてより言われてきたが、このように内容的な問題を孕んでいくことも判明するのである。これは一体どのような理由に由

るものなのであろうかは定かではないが、以上で教学の推移を採った如く法蔵自身に問題があったのではなからうかと思われるのである。そしてその問題を『五教章』に於いて解決することが何らかの理由でできぬままになってしまったのではなからうか。そのように考えなければ因分果分の不足点などは簡単に書き加えができるはずであるのに、そのままにされている訳がなからうと思われるのである。ともかく以上の調査から明らかになったことは、華嚴教学に学ぶ場合、独り『五教章』のみによって学ぶことはできないということである。

ところで、実は筆者が以上の考察から見たかったのは特に次の点であったのである。

(二) 『旨帰』『探玄記』への推移

『華嚴経旨帰』を調査した折、盧舎那仏が主となっている記述に変化している点について述べたのであったが、このことは「序」で新十玄に関して挙げたのと同様に、『旨帰』に至つての法蔵自身の変化と見えるのである。「序」で簡単に記したことは『五教章』『文義綱目』に記される「古十玄」から『旨帰』『探玄記』に記される「新十玄」への変化に法蔵、延いては法蔵教学の推移を窺つたのであったが、その推移とは『旨帰』で娑婆界に於いて「仏を助け化を揚ぐ」と述べられていた、釈迦仏(果)の、この世的な化導(因)という見

因分果分をめぐる法蔵教学の推移(館野)

地を大きく包んだ、一切が盧舎那仏そのものの所現・所顕であるという在り方への推移である。これは即ち果分即因分の徹底であり、「序」で挙げた鎌田博士の言をお借りすれば、

現実の事はすべて絶対の個となり、この現実の個物を除いて、真理はありえないとした。いわば現象の背後に形而上学的な実体を設定することを、全く拒否した態度である。

という状態への推移である。以上の点からも法蔵教学は『五教章』のみによって語るのではなく、その全著作から、或いは少なくとも『旨帰』『探玄記』に基づいた視点で臨まねばならないということが顕かになったはずである。

なお、『華嚴発菩提心章』『華嚴雜章門』を調査することができなかつたことが残念であるが、ここで取り上げた文献だけからでも十分に論ぜられたと思うので、この二著の因分果分についてはいつか別の機会に調査を加えてみたいと思う。

以上因分果分に対する調査から法蔵教学の推移を探ってきたのである。